日調連発第１７３号
平成２８年９月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

この度、長崎会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

長崎市（長崎県）　　平成２８年１０月１日から

別 添

長 市 民 号 外
平成２８年８月２６日

各　位

長崎市長　田上　富久
（ 公 印 省 略 ）

「長崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

晩夏の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび長崎市では、平成２８年１０月から、住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度を実施します。

本人通知制度とは、事前に登録を申し込んだ方について、その方の住民票や戸籍などの証明書を第三者に交付した際、交付した事実を通知するものです。この制度の実施により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

つきましては、「長崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」の概要についてお知らせいたしますので、貴団体の会員の皆様に周知いただきますようお願いします。

今後とも長崎市政に御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

受付
No. 204
28.8.29
長崎

（お問合わせ）
市民課証明交付係　095-829-1135

「長崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」の概要について

1　制度導入の背景

(1) 住民票の写し等を請求できるのは原則として本人等に限られるが、代理人が委任状を持参した場合や、有資格者（弁護士や司法書士など）が職務上必要とする場合なども請求ができることが定められている。しかしながら、この制度を悪用した不正請求事件が後を絶たず、過去にはプライム事件※など全国で被害が多発し、長崎市でも被害が発生している。

(2) 住民票の写し等を第三者に交付した際の本人への通知について、全国の自治体が国に法整備を要請する一方、自治体独自で本人通知制度を設ける動きがあり、全国の自治体の約３割が導入している。（長崎県内で導入自治体なし）

※プライム事件：東京プライム法律事務所による職務上請求書を悪用した不正請求事件（平成 23 年）

2　制度導入の目的

本人通知制度を導入することで、委任状や職務上請求書の偽造による身元調査などを目的とした住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止する。

3　制度の運用開始日

平成 28 年 10 月１日（土）　運用の開始

※ 平成 28 年９月 12 日（月）事前登録手続の開始

4　制度の流れ

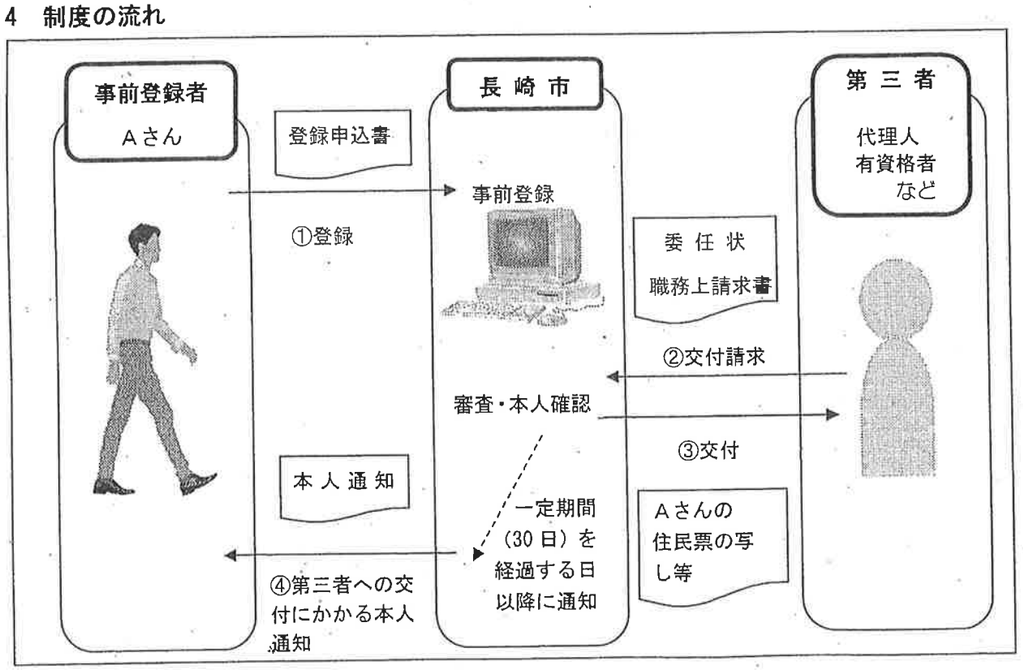

5　制度の概要

登　録

対象となる者
- ○長崎市に住民登録がある者（過去に登録していた者）
- ○長崎市に本籍がある者（過去に本籍があった者）

対象となる証明書
- ○住民票の写し（本籍又は国籍記載のもの）
- ○戸籍謄本・抄本
- ○附票の写し

※改製又は除かれたものも含む

登録の期間

登録に期限は設けないが、次の場合は登録が終了する。
- ○登録者から廃止の届出が出されたとき
- ○本人通知又は登録確認のお知らせが長崎市に返戻されたとき
- ○登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- ○登録者が国外転出したとき
- ○登録者の住民票が職権消除されたとき

※全登録者に対し３年に１度、登録確認のためのお知らせを郵送する。

登録手続に必要なもの
- ○官公署発行の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）

登録受付場所
- ○市民課（郵送受付を含む）、支所、行政センター（村松、黒崎、池島事務所を含む）

該当する第三者交付があれば

本人通知

※ 保全処分の場合等「密行性」の必要がある第三者請求についても対象とし、一定の期間（30 日）を経過する日以降に通知する。

通知対象となる交付
- ○代理人、第三者（職務上請求書による有資格者など）への交付
- ※　公用交付及び疾病の学術研究目的の申請は対象外

通知内容
- ○交付年月日　○証明書の種別　○通数
- ○請求者の区分（「代理人」、「第三者」）

通知時期
- ○当該交付があった日から 30 日を経過する日以降